

令和3年度（2021年度）第3回教育委員会（6月定例会）議事録

- 1 日時 令和3年（2021年）6月1日（火）
午前9時30分から午前11時10分まで
- 2 場所 教育委員会室（県庁行政棟新館7階）
- 3 出席者 教育長 古閑 陽一
委員 木之内 均
委員 吉井 恵璃子
委員 田浦 かおり
委員 田口 浩継
委員 西山 忠彦
- 4 議事等
 - (1) 議案
 - 議案第1号 令和4年度（2022年度）熊本県立中学校入学者選抜の基本方針について
 - 議案第2号 令和4年度（2022年度）熊本県立高等学校入学者選抜の基本方針について
 - 議案第3号 令和4年度（2022年度）熊本県立特別支援学校高等部等入学者選抜の基本方針について
 - 議案第4号 国際バカロレアの認定に向け申請する学校の選定について
 - (2) 報告
 - 報告（1） 令和3年度（2021年度）文部科学省新規事業の指定について
 - 報告（2） 令和2年度ネットいじめ等早期対応推進事業の実績報告について
 - 報告（3） 令和2年度熊本県公立学校「心のアンケート」の集計結果の概要報告について
 - 報告（4） 義務教育諸学校（県立中学校及び県立特別支援学校を除く）における令和4年度（2022年度）使用教科用図書の採択基準等について
- 5 会議の概要
 - (1) 開会（9:30）

教育長が開会を宣言した。
新型コロナウイルス感染症拡大に関する報告を行った。
 - (2) 会議の公開・非公開の決定
教育長の発議により、全て公開とした。
 - (3) 議事日程の決定
教育長の発議により議案第1号から議案第4号、報告（1）から報告（4）を公開で審議した。
 - (4) 議事

○議案第1号 「令和4年度（2022年度）熊本県立中学校入学者選抜の基本方針について」

高校教育課長

高校教育課です。議案第1号「令和4年度（2022年度）熊本県立中学校入学者選抜の基本方針について」御説明します。

資料を御覧ください。まず、昨年度からの変更点が2点あります。

1点目は、3の「募集定員」についてです。これまで1学年2学級80人としていましたが、県立中学校3校それぞれについて1学年2学級70人に変更しています。変更の理由としては、今年度からの市町村立中学校の少人数学級編制の導入を踏まえ、県立中学校においても、令和4年度入学生から少人数学級編制を導入することとしたものです。

2点目は、5の「追検査について」です。新型コロナウイルス感染症等やむを得ない理由により、入学者選抜の適性検査及び面接を受検することが出来なかった者に対し、今回新たに実施することとしています。なお、追検査は適性検査及び面接としています。

それでは、資料の最初に戻りまして、御説明します。

1の「入学者の選抜について」及び2の「出願資格」は、昨年度からの変更点はありません。

3の「募集定員」については、先ほど述べたとおりです。

4の「検査について」は、（1）にありますように、小学校等における教育活動をおして身に付けた基礎的な知識及び技能を活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力及び表現力等について、総合的な力をみるための適性検査と、（2）に記載の集団面接または個人面接を実施し、6年間の一貫教育で学ぶ意欲及び適性等をみることにしています。

5の「追検査について」は、先ほど述べたとおりです。

次に、6の「入学者選抜の日程」についてですが、入学者選抜検査日は、令和4年1月9日としています。受検生が、学校を欠席することなく受検できるよう、これまでどおり日曜日に実施します。選抜結果の通知は1月20日とし、出願期間等については記載のとおりです。

入学意思確認書提出期間は、1月21日から1月26日としています。これは、県立中学校の入学者数を確定し、市町村教育委員会に通知する必要があるために設定しているものです。

また、「追検査関係日程」についてですが、入学者選抜追検査日は、1月30日としています。追検査選抜結果の通知は2月3日とし、申請期間等については記載のとおりです。

なお、基本方針にはありませんが、今後の新型コロナウイルス感染症の地域におけるまん延状況等により変更が必要となった場合は、8月に示す入学者選抜要項に記載する予定であり、このことは基本方針を通知する際、関係機関に別途通知します。

以上、御審議をよろしく申し上げます。

教育長

ただ今の説明について、御質問等がありましたらお願いします。

田口委員

5番目の追検査の可否判定についてはどのようになされるのですか。

本検査を受検した受検生と追検査を受検した受検生が納得できるような形での

判定がなされるのでしょうか。

高校教育課長

高校教育課です。本検査の合格者の得点状況を勘案しながら、追検査の募集人員が若干名ではありますが、各学校で齟齬がないように合否の判断を行います。

木之内委員

募集定員が70名になることで、倍率の変化の見通しはどのように考えられていますか。

高校教育課長

募集定員が10名少なくなることで、入試倍率が少し上がることは避けられないと考えています。現在、八代中が2倍を切るような倍率で推移、宇土中、玉名高校附属中は1.5倍前後で推移しています。ただ、その分高校入試の募集定員が10名増えることになるので、その部分については状況を見ていきたいと思えます。

教育長

それでは、この件については原案どおり可決してよろしいですか。

(委員了承)

教育長

ありがとうございました。

○議案第2号 「令和4年度（2022年度）熊本県立高等学校入学者選抜の基本方針について」

高校教育課長

高校教育課です。引き続き、議案第2号「令和4年度（2022年度）熊本県立高等学校入学者選抜の基本方針について」御説明します。

まず、昨年度からの変更点が2点あります。

1点目は、選抜日程全体を1週間程度前倒した点です。昨年度より新型コロナウイルス感染症等やむを得ない理由により、後期（一般）選抜を受検することが出来なかった者に対して、追検査を設けています。昨年度の日程では、追検査と二次募集の検査日が同一日になっており、追検査受検者が不調に終わった場合、二次募集を受検出来ない状況にありました。そこで、後期（一般）選抜の追検査受検者に対して、二次募集の受検機会を設けるために、選抜日程全体を1週間程度前倒しています。

2点目は、前期（特色）選抜の募集人員の募集定員に占める割合の上限を変更した点です。前期（特色）選抜において、多くの受検生が不合格になっている状況があり、受検生の進路希望をより多くかなえるため、変更しています。

それでは、資料の2ページを御覧ください。

まず、1の「入試制度の大枠」については、平成24年度入学者選抜から、現行の形による入学者選抜としています。

次に2の「前期（特色）選抜」について御説明します。（2）の「実施学科等」については、普通科のコース、専門学科、総合学科及びスーパーグローバルハイスクール指定校の全ての学科の中で、希望する学科・コースで実施しています。

資料3ページを御覧ください。初めに御説明しましたが、（4）の「募集人員」については、昨年度までは募集人員を募集定員の50パーセント以内の範囲としていましたが、募集人員を募集定員の70パーセント以内の範囲としていま

す。ただし、熊本市に所在する高等学校は50パーセント以内の範囲としています。

(6)の「選抜方法等」については、面接、小論文、実技検査等、学校が独自に行う検査とし、学力検査は実施しないこととしています。

ただし、募集人員が募集定員の50パーセントを超える場合は、学校独自検査をA群、B群と2つの群に分け、A群及びB群のそれぞれから1つ以上の検査を実施することとしています。

A群は面接、実技検査等、B群は小論文、実験、自己表現、小・中学校における総合的な学習の時間の成果の発表に関するもの等、としています。

(7)の前期(特色)選抜の日程については、実施日を令和4年1月24日としています。昨年度より1週間程度前倒ししています。

次に、3の「連携型の中高一貫教育に係る高等学校入学者選抜」については、小国高等学校で実施し、(3)の「入学者の選抜」については、「中学校長から提出された書類、当該高等学校長が課した課題、面接及び作文等の結果を資料として行い、学力検査は実施しない。」としています。

4ページを御覧ください。日程については、前期(特色)選抜と同じです。

続いて、4の「後期(一般)選抜」については、(2)にありますように、全日制課程及び定時制課程の全学科・コースで実施し、(4)の「募集人員」は、募集定員から前期(特色)選抜または連携型の中高一貫教育に係る入学者選抜の合格内定者数を減じた数としています。また、併設型の中高一貫教育を行う高校においては募集定員から併設する中学校からの入学予定者数を減じた数としています。

資料5ページ(5)の「選抜方法等」については、学力検査として5教科の検査を実施します。なお、調査書の評定の取扱いについても、これまでどおり学力検査を行う5教科については、学力検査の得点を用いて9ページに記載の別表により補正を行うこととしています。

(6)の「学校選択問題」については、数学及び英語の学力検査において作成します。なお、英語の学校選択問題については、リスニングテストも含まれます。

(7)の「後期(一般)選抜の日程」については、実施日を令和4年2月24日及び25日としています。昨年度より1週間程度前倒ししています。

資料6ページ(9)の「後期(一般)選抜の追検査」は昨年度から設けています。アの「資格」については、新型コロナウイルス感染症等やむを得ない理由により、学力検査を受検することが出来なかった者が対象となります。イの「募集人員」は若干名としています。ウの「学力検査」は国語、数学、英語の3教科としています。6ページ オの「日程」については、令和4年3月14日の実施となります。

続いて、5の「二次募集」については、全日制課程及び定時制課程において、合格者が募集定員に満たない学科・コースについて実施することとしています。

全日制課程の日程について、面接、実技検査等を実施する学校については、実施日を令和4年3月14日とします。

また、初めに御説明しましたが、今年度より後期(一般)選抜追検査受検者対象の二次募集を設けています。面接、実技検査等を行う学校については、実施日を令和4年3月22日としています。

資料7ページ 6「その他」については、海外帰国生徒等の特別措置や障がいがある受検者への配慮事項等について示しています。

以上、要点のみを御説明しましたが、御審議をよろしく申し上げます。

教育長

ただ今の説明について、御質問等がありましたらお願いします。

教育長

今回、前期（特色）選抜の募集人員を50パーセントから70パーセントに引き上げられた理由をもう一度、説明をお願いします。

高校教育課長

現在、前期（特色）選抜においては、受検された方の約4割が不合格となっています。そういう状況もあり、受検生の進路希望をより多くかなえることが出来るよう70パーセントに変更させていただいたところです。また、郡部の県立高校の定員割れが非常に厳しい現状もあります。前期で受けられて不合格が約4割出て、そして後期で戻って来られる方が2割、残り2割は第1希望だった県立高校から進路変更をされているという現状もありますので、少しでも地元の県立高校を希望される方の入学を受け入れたいところです。熊本市内を50パーセントのまま維持しているのは、県立高等学校のあり方検討会の提言等を踏まえて、熊本市内県立高校への集中を緩和するという趣旨です。

教育長

それでは、この件については原案どおり可決してよろしいですか。

（委員了承）

教育長

ありがとうございました。

- 議案第3号 「令和4年度（2022年度）熊本県立特別支援学校高等部等入学者選抜の基本方針について」

特別支援教育課長

特別支援教育課です。議案第3号「令和4年度（2022年度）県立特別支援学校高等部等入学者選抜の基本方針について」御説明します。

提案理由は、この入学者選抜の実施にあつては、熊本県教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則第2条の規定により、教育委員会においてその基本方針を定める必要があるためです。

資料の2ページを御覧ください。特別支援学校高等部等の入学者選抜については、各学校、学科等の特色に応じて、その教育を受けるのに必要な能力、適性等を総合的に評価して実施するものです。

特別支援学校高等部等の入学者選抜は、2ページIの特に職業自立を重視した専門教育を行うひのくに高等支援学校及び、鏡わかあゆ高等支援学校専門学科と、3ページのIIそれ以外の特別支援学校高等部等に分けて実施します。

まず、2ページIの、ひのくに高等支援学校及び鏡わかあゆ高等支援学校専門学科について御説明します。1の（1）出願資格では、志願できる者を、日常生活を営むのに一部援助が必要な程度の知的障がいのある者で、①～⑤を満たす者としています。（2）検査及び面接・面談については、検査等の内容は校長が定めることとし、必要に応じて受検者本人に面接を、保護者に面談を行うことができます。（4）主な日程については、ウにあります検査を、1月17日（月）・18日（火）の2日間で行い、合格発表を1月25日（火）に行うこととしています。2の二次募集については、合格者が募集定員に満たない学校、

学科について実施するものとし、3ページ(2)のイのとおり、検査等実施日を1月28日(金)に行うこととしています。

次に、ひのくに高等支援学校、鏡わかあゆ高等支援学校専門学科以外の特別支援学校高等部等について御説明します。1の(1)のとおり、出願資格を、原則として学校教育法施行令第22条の3に示す障がいがある者で、かつ、①、②を満たしている者としています。学校教育法施行令第22条の3は、視覚障がい者や聴覚障がい者等、特別支援学校に入学可能な障がいの程度を示した政令になります。(2)検査及び面接・面談については、検査等の内容は校長が定めることとし、必要に応じて受検者本人に面接または面談を行うことができることとしています。

(4)主な日程は記載のとおり、検査を2月24日(木)、25日(金)の2日間またはいずれか1日のみで実施し、また、合格発表を3月7日(月)に実施することとしています。教員が御家庭または医療機関に出向いて教育を行う訪問教育にあっては、書類による選考とし検査日は設けないこととしています。2の二次募集については、合格者が募集定員に満たない学校、学科等について実施するものとし、(2)イの検査等実施日を3月14日(月)に行うこととしています。3の二次募集の追加については、近年、特別支援学校への進学ニーズが高まっていることから、二次募集の実施後もなお、進学先が決まらないというケースがないよう、その時点で合格者が募集定員に満たない学校、学科等において、二次募集の追加を実施する場合もあることとしています。

以上、御説明しましたが、昨年度との変更点は2点です。

1点目は、「ひのくに高等支援学校及び鏡わかあゆ高等支援学校専門学科」の検査日、それから「2校以外の学校」の検査日ともに、1週間程度前倒しの変更を行っています。これは、特に「2校以外の学校」の変更にあっては、高等学校の入学者選抜の日程と揃えることで、中学校のスムーズな進路指導や受検生の戸惑いを軽減するためです。また、昨年度までは、「2校以外の学校」の二次募集及び二次の追加を3月下旬の限られた短期間に設定していましたが、今年度は二次募集に出願するための準備や合格後の進学準備にかかる時間確保が十分できるものと考えています。

2点目の変更は、「ひのくに高等支援学校及び鏡わかあゆ高等支援学校専門学科」の二次募集の検査実施日の変更です。昨年度までは、検査実施日を3月下旬に設けていましたが、今回、1月下旬に変更しています。これは、例えば、ひのくに高等支援学校を不合格となり、鏡わかあゆ高等支援学校の二次募集に出願したい者がいたとしても、3月下旬の実施で合格できる確約がない中で、出願したくても出願できない状況があったためです。

以上のとおり、障がいのある生徒さん方の大切な進路保障のため、これまで以上に受検機会を確保するための変更です。

なお、新型コロナウイルス対応等については、選抜要項等で詳細をお示しするものとしています。

説明は、以上のとおりです。御審議をよろしくお願いいたします。

教育長

ただ今の説明について、御質問等がありましたらお願いします。

田口委員

就職支援に特色のあるひのくに高等支援学校、鏡わかあゆ高等支援学校専門学科、この学校にきちんと入りたい人が入れるようなシステムを検討されている点

は非常に良いと思います。さらに、一般の高校入試日と合わせることによって、受検される生徒さんがスムーズに、気持ちよく受検できるのではないかなと思いました。

先程の一般の公立学校もそうですが、二次募集制度を設けたり、前期日程の割合を変えたりと、学校現場または生徒さんのニーズに合った高校入試制度に改革されている点、非常に評価できていると思っています。

教育長

ありがとうございました。

吉井委員

生徒さんにとって「合う学校」であってほしいと思いました。定員がある以上、行きたい学校に行けないという場合は当然あるわけですが、行きたい学校ではないけれども自分に合う学校であればいいのだと思います。合う、合わないというのは、生徒さんにとってその能力を伸ばす上でとても大きな影響があると思います。県立高校もそうですが、特別支援学校は支援が必要な分、少人数でより一人一人の対応ができるところであります。そこは希望しない学校だったかもしれないですが、一人一人に対応や配慮をしていただいて、この学校に来て良かったと言える学校であっていただきたいと思います。

よろしくをお願いします。

教育長

他はよろしいですか。

では、この件については原案どおり可決してよろしいですか。

(委員了承)

教育長

ありがとうございました。

○議案第4号 「国際バカロレアの認定に向け申請する学校の選定について」

高校教育課長

高校教育課です。議案第4号「国際バカロレアの認定に向け申請する学校の選定について」御説明します。

お手元の資料1ページを御覧ください。

提案理由は、令和3年3月に県立高等学校のあり方検討会よりいただいた提言の14の取組みの一つに掲げられている、国際バカロレア認定校・学科等の設置検討にあたり、熊本県教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則第2条の規定により、教育委員会において、国際バカロレアの認定に向け申請する学校を選定する必要があるためです。

2ページ「1 国際バカロレアの認定に向け申請する学校」の欄を御覧ください。申請する学校は、探究活動を核とした学習活動を行うバカロレア教育の効果を最大限に活かすため、中高一貫教育校を対象として検討を行いました。

4名の外部検討委員の方々から意見を聴取し、国際バカロレア教育に必要と考えられる学力、グローバル人材育成や探究活動の状況、生徒確保の可能性の視点から評価項目を作成し、評価を行っていただきました。

また、国際バカロレア教育を通じたグローバル人材の育成は、地元自治体の国際経済戦略や国際交流の推進に大きく寄与すると思われれます。八代市は、2019年策定の「やっしろ国際化推進ビジョン」に基づき、世界に向けた観光・経済戦略の展開、国際交流の拡充、多文化共生社会の推進等に取り組んでおられます。

グローバル人材の育成は、南九州の物流拠点でもあり、世界最大級のクルーズ船の受入れ港でもある八代港を活用した、ポートセールスや海外からの誘客、国際交流の拡充を展開する八代市の後押しとなると考えています。

以上のことから、グローバル人材育成や探究活動へ積極的に取り組み、交通の要衝で海外交流の拠点であり、国際交流が盛んな自治体に位置する県立八代中学校及び八代高等学校が、国際バカロレア教育の導入対象校として最適であると考えています。

以上、御審議をよろしく申し上げます。

教育長

ただ今の説明について、御質問等がありましたらお願いします。

西山委員

県立八代中学校、県立八代高等学校でよろしいと思いますが、通学圏内ではない方については、どのようなことをお考えですか。例えば寮があるとかりモトでも良いとか、何かそういうところはありますか。八代地区については非常に良いと思うのですが、県内で通学圏内にない方が希望された場合はどのような対応を考えればよろしいのか教えてください。

高校教育課長

高校教育課です。圏外からの通学に関してですが、13%の学区外の規定もあり、基本的には1時間以内の通学というところで県立中学校を設置しているという関係もあります。ただ、寮等の整備に関しては、今後の課題と思っています。県で寮整備するのは大変厳しい状況ですので、地元の市町村とも連携をしながら、遠方からの入学生等が出てくる場合には、協議をしていきたいと考えています。

田口委員

私も八代地区に設けられることに賛成します。西山委員と同じ意見なのですが、かなり特色のある学校ですので、できれば熊本県全域から希望する人が県立八代中学校、県立八代高等学校に入学できるシステムを作っていただければと思います。

もう一つ、同じ時期に熊本県内にある熊本インターナショナルスクールもバカロレアの認定を受けられました。私学ではあると思いますが、同じ県内にせかく2校認められるのであれば、今後連携して切磋琢磨していかれるとさらに良いのではと思います。御検討されていれば教えていただきたいと思います。

高校教育課長

ありがとうございます。田口委員御指摘の熊本インターナショナルスクールが認定されたことは承知しています。ただ、インターナショナルスクールは、いわゆる学校教育法の第1条校ではないというところもありまして、まだ現時点でいろいろと連携をしていくことは確認が出来ていないところです。今後必要に応じて様々な情報等は入手させていただきながら、県教育委員会もいろいろと勉強させていただこうと思っています。設置後にいろいろな交流が出来るかということころまでは現時点では検討していません。申し訳ございません。

田口委員

ありがとうございます。

教育長

他はよろしいですか。

資料の3に今後のスケジュールの記載がありますけれども、説明していただいでよろしいですか。

高校教育課長

お手元の資料の末尾の参考3のところですか。本日承認をいただいて、県立八代中学校、県立八代高等学校を選定して、検討の準備委員会を本年度まず立ち上げます。どのような形での準備が必要か、教育課程の内容、また先生方の研修等の問題、様々なものを本年度検討していきたいと思っています。

そしてその後、検討を重ねて、令和6年度に中学校段階での試行が出来ればと思っています。そこに書いていますMYPというのがいわゆるミドル・イヤーズ・プログラムで、中学校での開始は令和6年度の県立八代中学校1年に入学する生徒さんから試行していきたいと考えます。同時に候補校としての申請を行いながら、3年をかけて、令和9年に令和6年に入った1年生が高校1年に入る段階で高等学校のディプロマ・プログラムを開始することが出来れば、ということで準備を進めていきたいと考えています。

教育長

他はよろしいですか。

では、この件については原案どおり可決してよろしいですか。

(委員了承)

教育長

ありがとうございました。

○報告(1) 「令和3年度(2021年度)文部科学省新規事業の指定について」

高校教育課長

高校教育課です。報告1の「令和3年度文部科学省新規事業の指定」について、御報告します。1ページを中心に御説明します。なお、2ページから6ページは参考資料となります。

今年度からの文部科学省の新規事業に本県から申請し、2つの事業に採択されました。

まず、「1 マイスター・ハイスクール(次世代地域産業人材育成刷新事業)」について説明します。

事業の概要としては、産学官連携をマネジメントし、専門高校生に最先端の技術指導を行う等、県内企業の外部人材を活用し、デジタルトランスフォーメーション(DX)等に対応できる次世代の地域産業人材の育成を図るものです。

学校設置者である県教育委員会と一般社団法人熊本県情報サービス産業協会及び熊本県が共同申請者となり、八代工業高校を指定校とし本事業に取り組みます。具体的には、マイスター・ハイスクールCEOと呼ばれる本事業の総括者のマネジメントにより、産業実務家教員による最先端デジタル技術を取り入れた授業や企業実習に取り組み、産業界と一体となった職業人材の育成に取り組みます。

実施期間は3年間であり、今年度の予算は1,200万円です。

全国から17機関の申請があり、12機関が採択されました。本県は、審査結果第1位で採択されています。

続いて、「2 COREハイスクール・ネットワーク事業」についてです。

事業の概要としては、中山間地域等に立地する小規模高等学校の教育環境改善のためのネットワークの構築、及び地域唯一の高等学校として地域等との連携・協働を図ることを目的とするものです。

具体的には、「くまもと夢への架け橋ネットワーク」として、第一高校と県立

教育センターを主たる配信拠点として、小国高校、牛深高校、球磨中央高校をネットワークで結び、年間を通した遠隔授業や「くまモン（熊本の人）プロジェクト」と銘打った、学校や地域の枠を超えた探究活動を実施する予定です。また、各校では地域と協働した取組みを行い、魅力化を推進していきます。

実施期間は3年間であり、今年度の予算は1,400万円です。

全国から16機関の申請があり、13道県が採択されました。九州内では、本県と長崎、大分、宮崎県が採択されました。

報告は以上です。

教育長

ただ今の説明について、御質問等がありましたらお願いします。

吉井委員

まずマイスター・ハイスクールについてですが、とても素敵な事業が始まるのだと思いました。本県は審査結果第1位で採択されていますが、他の16機関と比べて一体どこが良かったのか、思われるところがあれば教えてください。

そしてCOREハイスクールの資料の真ん中あたりに双方向からの遠隔授業ということで、自校で受けることが出来ない受講を可能化するというところがあります。具体的にどういうものがあるのかをお伺いしたいです。

同じようなもので、地元自治体等の関係機関との連携、学校側の教育資源を活用した教育の高度化多様化、これもどのようなものが具体的にあるのか、そして、小国高校、牛深高校、球磨中央高校、なぜこの3校を選ばれたのかというのもお伺いしたいです。

もっと後の方の全ての採択機関一覧の中で、沢山の機関があって、北海道は特別としても、沢山の学校がある中で熊本県は決して多くはないと思います。5校のうち2校が県立教育センターと第一高校で、中山間地、郡部の学校を繋ぐためという目標があるにすれば、小国高校、牛深高校、球磨中央高校と少し少ないような感じがします。どうしてこの3校だったのかを教えてください。

高校教育課長

まず1点目、マイスター・ハイスクールの1位での通過というところですが、一つは、産業界と専門高校を繋ぐCEOのマネジメントが非常に他県よりも優れていたと文部科学省の方から聞いています。また、CEOを中心として、実際に実務家の方に学校に来ていただいて最先端の授業を行っていただく企業体制、協力体制の連携が非常に進んでいるところに期待が出来ると評価をいただきました。

2点目のCOREハイスクールの件ですが、まず学習内容については、今年度は、第一高校からは数学B、または実践文系数学、地理Aといった科目を配信するようにしています。一方、球磨中央高校は商業系の学科を有していますので、マーケティングや商業系の関連科目を配信していただきます。県立教育センターからは、異文化理解という観点で、教科横断的な内容の探究的なものを配信していく予定です。相互で補完し合うというような趣旨です。

学校の選定ですが、熊本市内の第一高校と教育センターの2つを核として、阿蘇、天草、球磨というこの3地域を代表する各学校を選定させていただいてネットワークを組んでいきます。北海道あたりはかなりの数のネットワークを組んでおられますが、まず本県としては第一高校と教育センターを核として、小国高校、牛深高校、球磨中央高校を繋いで地域間の交流と地域の題材を教材に生かした探究的な学びについて今年度は進めていきたいと思っています。

田口委員

関連してですが、3校、第一高校を入れて4校ですが、今後拡げていかれる予定はありますか。最終的には自立自走しないとイケないことになると思うのですが、それほど予算をかけないで、非常に効果が上がる事業という確信が持てたらもう少し拡げていかれてもいいと思いますが、その点はいかがでしょう。

高校教育課長

高校教育課としてもその方向で考えています。県立高校あり方検討会の提言内容も踏まえて、県立高校はワンチーム事業に取り組んでおり、都市部の学校と、地域の学校をネットワークで結び、相互に学びを補完する、学びを発展させていくようなネットワークを今後も拡げていきたいと考えています。その試行的なものとしてCOREハイスクール事業を考えています。

田口委員

大学の事業も予算に左右されることもありますので、是非、継続できるような形で研究実践を進めていただければと思います。

もう一つ、マイスター・ハイスクールの中の産業実務家教員について、それぞれの企業の技能をお持ちの方に先生になっていただくという取組みは非常に良い取組みだと思います。事業の概要のすぐ下の行に、産学官連携というところがありますが、出来れば熊本大学も入れていただければと思います。教育学部では、教員のリカレント教育プロジェクトを今年度から施行する予定です。教員免許状をお持ちだけど、今は職に就いておられない方がいらっしゃいます。毎年免許更新講習というのがありますが、30人から40人の方が、教職には就いていないけれど、免許更新講習は受けておられています。この講習が10年毎ですから300人から400人位が熊本県内にいらっしゃいます。その方に復帰していただく、またはいきなり教員になるのが難しいのであれば、非常勤講師等でやっていただく、それでもハードルが高いという方々に支援をするというプロジェクトですが、そこでの連携が出来るといいなと思いました。実務の方はもう既にお持ちだと思いますが、教育に関することでしたり、指導法に関すること等を私達が提供するプロジェクトに入らせていただいて勉強していただくという感じです。今現在実務家に関連して、特別免許状の交付が行われていると思います。熊本県でも毎年3~4名ほどその免許状を取得されて、学校教育に携われる技術者、技能者の方々がいらっしゃいますが、そういうのを増やしていこうというのが文部科学省の取組みの一つかと思っています。是非、熊本で効果が上がるというのを検証していただいて、全国に拡がっていけば良いなと思っています。

高校教育課長

大変貴重な御意見ありがとうございます。熊本大学工学部の先生にも2名運営委員に入らせていただいていますので、御意見をしっかり踏まえながら対応していきたいと思います。また、コーディネートをいただくマイスター・ハイスクールCEOには、電盛社常務取締役の富松さんという方を選定する予定にしています。産業実務家教員としては、構造計画研究所、西部電設、肥銀コンピュータサービス、K I S、熊本計算センターから取締役の方または専任室長あたりから産業実務家教員をお願いしたいと考えています。

西山委員

2つの事業が採択されたのはありがたいことだと思います。特に、2番目のCOREハイスクール・ネットワーク事業については、ネットワークの技術を高めながら仕組みを構築して、ネットワークを拡げて欲しいと思っています。その中で高校のネットワークですが、中学校を入れていただくとどうかと思っています。

というのは、地域の高校の魅力を中学生に伝えていきたい。先ほど特色ある授業があるということですから、そういうものを中学生も受講しながら地域の高校はこんな特色・魅力があるという部分が示せばいいと思いますし、地域の活性化は全てにつながる課題だと思いますので、その課題を解決するツールとしてはネットワークが非常に有効だと思います。都市と農村との情報交換をしながら地域の魅力を発信してブラッシュアップしていくということをそれぞれの中学校も含めてやっていければと思う中で、このハイスクールのネットワークが出来上がりましたら、中学校でも視聴できる機会があると連携が広がっていくのではないかと思ったところです。何かそういうことが出来れば御検討いただければと思います。

高校教育課長

是非、中学校等にも発信できるように検討して進めていきたいと思います。

田浦委員

マイスター・ハイスクールについて、高校生の娘がいるので、大学受験の冊子を読んでいます。それぞれの強みを生かしたオンラインでの企業とのマッチングをされている大学が載っていました。その中で、学生の目標を明確化するのはインターンシップで、自分達が学んできた知識や技術が、実際の社会でどのように使われているかを体験した際に目標が明確化すると書いてありました。そういう意味でも最先端の技術を学ばせていただけるというのは、社会とのつながりを実際肌で感じるととても貴重な機会だと思います。

また、農業や商業でもこのような取り組みをしていただくと、子ども達の学ぶ意欲が向上するのではないかと思います。

木之内委員

マイスターのところで、熊本は工業ということでしたが、他の分野、他の県についても教育委員会全体でモニターして簡単にまとめていただいて、特徴等をお知らせいただければと思います。あくまで最初の選定ですので、実際やっていく中で様々な効果や他県の良い事例等が出てくると思います。

COREハイスクールは、最終的には郡部の学校にいても十分に教育効果が上がって、例えば進路や様々な教育について、人数が少ないことによって、狭まってしまうような印象が現在はあると思いますが、払拭できるようにすることが一番大事だと思います。逆に、小国、球磨中央、牛深とも地域の中のNPO法人や大学や産業界、小中学校との連携や、それぞれ知らせ方の特徴があると思いますので、事例として報告していただければと思います。最終的にモデル的な事業でしようから、どのように進めていくのか、また今まで行ってきた事業とどのように連携をかけられるのか検証も含めてお知らせいただければと思います。

教育長

今回文部科学省の目玉の新規事業に、本県でも積極的に手をあげて、高い評価で申請・指定を受けることが出来ましたので、各委員からもありましたが、この事業を最大限活用して、他の高校にも横展開出来るようにしっかりと取り組みを進めていきたいと考えていますし、教育委員会にも随時報告をさせていただきたいと思います。

○報告（２） 「令和２年度ネットいじめ等早期対応推進事業の実績報告について」

学校安全・安心推進課長

学校安全・安心推進課です。お手元の資料を御覧ください。

本事業は、平成30年度から開始しましたSNS上でのいじめ等の諸問題に対する学校の取組みを支援することを目的とした事業です。生徒が直接投稿できる通報窓口サイトを全県立学校に導入し、ネット上のトラブルだけでなく、学校生活の中でのいじめや不満、トラブル等も投稿されています。投稿された内容は、委託業者から翌営業日までに本課へ情報提供される仕組みとなっており、対応の留意点等を含め、学校へ情報提供を行うことで、諸問題の早期発見、早期対応及び事態の重大化を防止することを目的とし、事業の運営を行っています。

では、「3 事業の結果」を御覧ください。昨年度1年間の投稿件数は321件で、内訳として、いじめ17件、悩み相談12件、不満75件、その他214件等となっています。

いじめについては、17件のうち、7件がこのスクールサインによって学校が初めて知ったものであることを確認しています。いずれも学校が迅速な初期対応を行った結果、7件中3件がすでに解消に至っており、残りの4件についても解消に向けた対応を継続することが出来ています。

緊急に対応する必要があると判断した投稿が5件ありましたので、必要に応じて県警等の関係機関と連携を図りながら、当該生徒の安否確認を第一に対応したところです。ただ、本システムはリアルタイムで生徒からの投稿をモニタリングするものではありませんので、生徒及び保護者に対しては、その旨を周知するとともに、真に緊急な場合は、24時間SOSダイヤルを利用する等の指導を行っているところです。

次に、不満の75件についてですが、一昨年は137件ありましたので、数字としては半減しており、スクールサインへの投稿が良い意味での抑止力になっていると考えています。しかしながら、依然として教師の指導方法や部活動の練習等についての不満が寄せられていることから、引き続き、これらの投稿についても生徒達からの何らかのSOSと捉え、学校に情報提供することで、教育相談やその後の丁寧な対応につなげていきます。

内訳としての数字が最も多い「その他」ですが、主なものとして、違法性が疑われる行為や無断アルバイト、またSNS上の個人情報掲載等についての情報提供が挙げられます。これらの内容についても各学校に情報提供を行い、生徒指導に役立てていただいているところです。

本課としては、生徒の安心・安全な学校生活に一定の効果があると考えており、引き続き事業の継続を図っていきたくと考えています。

最後に教職員のわいせつ行為をはじめとする不祥事根絶に向けた取組みとして、スクールサインを相談窓口の一つとして周知を図っていることを申し添えます。

報告は以上です。

教育長

ただ今の説明について、御質問等がありましたらお願いします。

西山委員

仕組みとしては大変ありがたいです。学生の悩みや問題を聞いていただけなのは良い取組みだと思えます。いじめ17件のうち学校が知ったいじめは7件で、解決が3件となっており、4件は対応中ということであるが、残りの10件はどうなっているのですか。

学校安全・安心推進課長

10件については学校のいじめ対策対応の会議等ですでに認知していた、もし

くは職員がすでに把握しており、解決に向けて動いていたものです。

西山委員

最終的に解決したとの報告は教育委員会にあるのですか。

学校安全・安心推進課長

毎学期、各学校のいじめ防止対策組織から、いじめと認知したものが解決したかどうかの報告があります。

木之内委員

投稿数が減ったことは良いことだと捉えられる反面、コロナで活動が縮小しているという懸念もあります。どのように捉えていますか。

学校安全・安心推進課長

数字の増減よりも中身が大切と捉えています。昨年度は学校のスタートが遅れているため、この点も加味する必要があります。数字にはそれほどこだわっていません。投稿内容を確認しながら対応をしっかりと行っていきたいです。

吉井委員

スクールサインが抑止力になっていることは良いことだと思います。緊急対応の5件について、必要に応じて専門機関につなげているとあるが、専門機関につなげて終わりではなく、生徒さんが笑顔で学校に登校できる状態になるまで対応をお願いしたいです。

田浦委員

被害者側の生徒がカウンセリング等を受けるのであれば、加害者側の子どもと保護者も学校と面談する必要もあるのではないですか。

学校安全・安心推進課長

加害者側の生徒、保護者についても面談をしており、お互いの今後の対策についても担当で検討しています。

教育長

その他で何かありますか。

ありがとうございました。

○報告（3） 「令和2年度熊本県公立学校「心のアンケート」の集計結果の概要報告について」

学校安全・安心推進課長

学校安全・安心推進課です。資料1を御覧ください。

昨年度、県内の児童生徒に対して実施しました質問用紙法による無記名のアンケート「熊本県公立学校 心のアンケート」の調査結果の概要について、資料に沿って御説明します。なお、小中学校については熊本市立の小中学校を除いたものとなっています。熊本市立の小中学校を含めたものは、参考資料としてお付けしていますので、必要に応じて御覧ください。

まず、3結果の概要の「今の気持ちについての質問」の（1）、（2）から説明します。

（1）について、「学校が楽しい」「まあまあ楽しい」と回答した児童生徒は、小学校が92.8%、中学校が90.8%、高校が92.2%、特別支援学校が91.4%でした。9割以上の児童生徒が「学校が楽しい」と答えています。一方、依然として1割弱の児童生徒が「学校が楽しくない」と回答していることについては今後も引き続き、注視していく必要があります。

（2）について、「授業や学級の役割など、学校生活の中で、誰かの役に立っ

ていると感じる」について、「思う」、「少しは思う」と感じている児童生徒の割合は、小学校が72.9%、中学校が70.7%、高校が68.5%で、特別支援学校が79.0%でした。児童生徒の自己有用感等について把握するため、令和元年度から設けました質問です。引き続き、児童生徒の発達段階を考慮しながら、自尊感情や自己有用感を育む教育活動を推進していきます。

次に(3)「今の学年でいじめられたことがある」と回答した児童生徒の割合は、小学校が17.2%、中学校が3.3%、高校が0.9%、特別支援学校が3.3%でした。これを学年別の割合で見ますと、小学校、中学校、高校について、学年が低いほど割合が高い傾向が見られます。

次に(6)「今もいじめは続いている」と回答した児童生徒の割合は、小学校が25.0%、中学校が29.7%、高校が33.1%、特別支援学校が50.0%でした。学校においては、この「今もいじめは続いている」と回答した児童生徒をその後の面談等によって特定し、学校いじめ対策組織による事実関係の調査やいじめの認知等を行いながら、解消に向けた継続的な取組みを行っています。解消の目途が立った後も、細やかな様子観察等の見守りを続けているところです。

次に(7)「いじめられたことをだれかに話したか」について、「話をした」と回答した児童生徒の割合は、小学校が70.2%、中学校が76.9%、高校が75.0%、特別支援学校が84.1%でした。全体で約3割の児童生徒が「話していない」という結果になります。当課では、第3期くまもと「夢への架け橋」教育プランにおいて、「いじめを受けた児童生徒で、誰かに話をした、又は自分で解決できると答えた割合」を、令和5年度までに100%にすることを掲げており、今後も注視していきたいと考えています。

次に(9)「いじめられたことを話した結果どうなりましたか」については、「いじめはなくなった」と答えた児童生徒の割合は、小学校が47.2%、中学校が49.6%、高校が35.9%、特別支援学校が37.8%でした。2、3割の児童生徒が「前よりもいじめが減った」と回答しているものの、5割以上の児童生徒が、「話をしても完全には解消しなかった」と訴えています。さらに現状を把握するアンテナを張り、児童生徒一人一人の訴えに対して丁寧に対応することで、「相談してよかった」と思ってもらえるよう、取り組んでいきます。

次に(12)「なぜ、相手が嫌だと思うことを言ったりしましたか」については、小学校が「相手に嫌なことを言われたりされたりした」、中学校、高校が「遊び半分で面白いと思った」、特別支援学校では「イライラしていた」が、最も多くなっています。これは令和元年度と同様の傾向です。

次に(14)「自由に使えるネットに接続可能な機器を持っていますか」については、特に、スマートフォンの所持率について、小学校が23.3%、中学校が62.8%、高校が96.6%、特別支援学校が49.7%という結果であり、すべての校種で増加となっています。

続いて、4の学校における今後の取組みについて御説明します。

「いじめられたことがある」と回答した児童生徒の割合は、直近の3年間では、僅かではありますが連続して減少しています。しかしながら、「いじめられたことをだれかに話したか」に対し、「話をした」と回答した児童生徒は、前年度と比較し、小学校、中学校で約1ポイント減少、高校においては約8ポイント減少しています。

今後も引き続き、相手のことを思いやる心の醸成や言語環境の向上に取り組むとともに、情報集約担当者の位置づけや役割等を児童生徒にしっかり伝えること

により、SOSを発信し、受け止め、適切に大人へつなげることができる児童生徒の育成に努めていく必要があると考えています。

また、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーについては、引続き必要な時間数を確保するよう、努めていきます。

さらに、スマートフォン所持者の低年齢化に伴い、LINE等のSNSを利用する児童生徒の割合が増加しています。ネット接続端末利用における「家庭でのきまりごと（ルール）」づくりとフィルタリングの徹底等については、関係機関等との連携を図りながら、保護者への更なる啓発と情報モラル教育等の更なる充実を図っていく考えです。

最後に、5 熊本県教育委員会の今後の取組みとしては、第3期くまもと「夢への架け橋」教育プランにおいて、4年間で「いじめを受けた児童生徒で、誰かに話をした、又は自分で解決できると答えた割合」を、現状値80.4%から100%にすること等、お示ししている取組みを通して、いじめ問題の未然防止や早期対応に向けた取組みを継続していきます。

また、不登校の児童生徒が、教職員だけでなく専門家からの支援を受けている割合を89.7%から100%にすることも掲げていますので、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用についても引き続き、推進していきます。

新型コロナウイルス感染拡大防止対策への取組み等、教職員の負担の増大についても心配されるところですが、児童生徒の心身の変化への対応については、万全を期す必要があります。学校には児童生徒の不安に丁寧に寄り添っていただくようお願いしているところです。

説明は以上です。

教育長

ただいまの説明について、質問等あればよろしくお願いします。

吉井委員

2ページの「話してよかった」と思えるように取り組んでいくと言われましたが、本人が相談をして本当に良かったと思うのは、いじめが解決したということよりも、本人の心が自由になることだと思います。例えば、仲間外れのようないじめにあったとき、いじめの形がはっきりしないので、解決しているように見えて、大して好転していないという状況にあると思います。本人の心が自由になる、その方法の一つとして、転校のような措置も必要ではないかと思います。高校については別として、小中学校では市町村により学校が一つしかない場合もあるので、市町村を越えた転校についてもスムーズにできる仕組みが必要だと思います。例えば、市町村の教育長同士話し合いをし、「この子については特別措置として、この子の心身を守るために転校させる。」というだけのように、煩雑な手続きなしで転校できる仕組みを考えていただきたいと思います。いじめを受けた子は自己評価が低くなり、自信を失っていますので、もう一度同じ学校に戻って自信を取り戻すことは難しくなります。本当は元の学校で解決をして、その学校に戻ることがいいのですが、解決するまでに時間がかかる場合、授業も受けることができず、さらに自分に追い打ちをかけることとなります。その子の心身の回復を考えるならば、思い切って転校ということも一つの方法であると思います。是非考えていただきたいと思います。

もう一つは、「自分で解決できると思った」という生徒の中には、「止めてください」と言えた生徒だけではなく、「自分が我慢すればいい」と考える生徒が

必ずいます。「自分で解決できると思った」については要注意だと思います。本当に解決できるのか、我慢しているのか、注意して見ていただきたいと思います。

それから、4ページのスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーについて、資格を持つ専門家ですが、この方々に対しても、子ども達の本音を引き出すことが出来るような研修をお願いします。

いじめられた子どもは自信を失っていますので、自己評価を上げていくことから始めていただき、解決のために転校というものを考えていいと思います。

学校安全・安心推進課長

ありがとうございました。一つ目の、転校については今後検討していきたいと思います。

二つ目の「我慢をしている生徒がいる」という点については、カウンセリングや担当職員による教育相談と連携しながら、生徒一人一人の気持ちを引き出して、次の学校生活に向けていくよう、徹底して指導していきます。

最後に、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーについても、繋いで終わりではなく、その子が学校集団で生きていくためにということを考えて、力を借りていきたいと思います。

吉井委員

不登校になった場合、その子どもも辛いですが、家族も辛いです。家族全体が暗くなり、その子どもはそのことが自分のせいと感じ、更に暗くなっていきます。解決のための方法として、転校が一番いい場合がありますので、是非考えていただきたいと思います。

学校安全・安心推進課長

引続き検討していきます。ありがとうございました。

田口委員

2ページ(7)「いじめられたことをだれかに話したか」の質問に対して、3割の人が「話していない」と答えています。(8)では、対象が「人」になっていますが、スクールサインを利用している人は少ないのでしょうか。人に話すことのハードルが高いと感じている児童生徒に対して、スクールサインという方法の広報は出来ているのか、利用率を上げるためにはどうしたらよいか、教えてください。

学校安全・安心推進課長

スクールサインの件数と比較して、「心のアンケート」の認知件数はかなり多くなっているので、子どもの現状を聞き出すことが出来ていないと思っています。今の子ども達にとって大切な手段でありますので、子ども達が発信できるような指導も含めて考えていきたいと思います。

田口委員

続けて質問ですが、スクールサインは匿名なのに、その生徒を特定して対応されていますが、誰が投稿したかわかるシステムなのですか。

学校安全・安心推進課長

緊急の事態には、ということです。

教育長

他にありますか。

では、この件に関しては以上です。

○報告(4) 「義務教育諸学校(県立中学校及び県立特別支援学校を除く)に

における令和4年度（2022年度）使用教科用図書の採択基準等について」

義務教育課長

義務教育課です。報告（4）「義務教育諸学校における令和4年度使用教科用図書の採択基準等」について、去る5月26日に教科用図書選定審議会において答申を受けましたので、御報告します。

小中学校で使用される教科書は4年に1度採択替えがあります。一昨年度に小学校用、昨年度に中学校用を行いましたので、通常ですと、本年度は採択替えの年ではありません。しかし、昨年度末に中学校社会の歴史的分野の教科書1者が文部科学大臣の検定に合格し、令和4年度、来年度に新たに発行されることとなりましたので、この種目についてのみ採択替えを行うことが可能となっています。

また、特別支援学校の小学部・中学部及び特別支援学級においては、検定済教科書または文部科学省著作教科書以外で、文部科学大臣の定めるところにより使用することができる教科用図書、いわゆる一般図書については、毎年異なる図書を採択することが出来ます。

そこで、「義務教育諸学校における令和4年度使用教科用図書の採択基準等」について、教科用図書選定審議会に諮問し、事務局案について審議いただいた結果、「適切であると認められるので、これらの採択基準等に基づき、適正かつ公正な採択がなされるよう指導、助言又は援助を行うこと」と答申を受けました。

なお、先ほど申し上げました採択替えに関しては、採択権者の判断と責任により行うことや採択の方法等について、「4 採択の方法及び留意事項」に示しています。

今後、県教育委員会としては、この採択基準等及び「採択基準等」に基づいて作成しました中学校用教科書の「社会（歴史的分野）」についての調査研究資料「選定資料」を市町村教育委員会に送付することで、指導、助言または援助を行っていきます。

報告は以上です。

教育長

ただいまの説明について、質問等あればよろしくお願ひします。
よろしいですか。

教育長

本日予定されました議事については以上のとおりですが、その他で何かありますか。

教育長

はい。ありがとうございました。
引き続き今後ともよろしくお願ひします。

6 次回開催日

教育長が次回の定例教育委員会は令和3年（2021年）7月6日（火）教育委員会室で開催することを確認した。開催時間は、午前9時30分から。

7 閉会

教育長が閉会を宣言した。午前11時10分。